

2026年4月1日
株式会社 エヌ・アイ・ケイ

次世法及び女活法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2026年4月1日～ 2031年 3月31日までの5年間

2. 目標及び取組内容

目標1： 所定外・法定外労働の削減を図り、働きやすい職場環境を整備する

<対策>

2026年4月～

- ・ノー残業デーの実施
- ・朝礼および社内掲示板、チャットでの社員への周知徹底を継続

目標2： 全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり最低年間8日以上とする。

<対策>

2026年4月～

- ・連休前後等、業務調整がしやすい時期を活用し、朝礼等を通じて有給の取得を奨励する
- ・取得状況を四半期ごとに管理職と共有し、取得が進んでいない社員については、個別に状況を確認したうえで、業務調整等のフォローを行う
- ・有給休暇取得状況の把握および社内啓蒙（継続実施）